

平成 23 年 10 月 27 日

事業者 各位

鹿児島県自動車整備振興会
専務理事 中村 勝行

車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための研修会の開催について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ロードサービス業務に使用される車積載車による道路上の故障車等の排除業務は、道路運送法第78条第3号の有償運送許可により、これまで、警察または道路管理者から依頼を受けたJAF及びJAFの指定工場等が保有する車積載車が対象とされてきましたが、今般、当該業務の取扱いが改正され、本年9月以降は、国土交通省が指定した団体が実施する研修・指導を受けること等により自家用自動車による有償運送許可を受けることが可能となりました。

このことから、鹿児島日本自動車整備振興会連合会(日整連)では、国土交通省に当該指定の申請をし、8月29日に指定団体として指定されました。

つきましては、当会では、日整連より「事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための研修及び指導業務」の委託を受け、下記のとおり研修会を開催することになりました。

研修会に参加希望の事業場はFAXにてお申し込み下さい。

なお、同一会社で複数営業所がある事業場は、本社のみの受講で構いません。

記

1. 開催日 平成 23 年 12 月 10 日(土) 9 時 30 分～15 時 30 分(時間厳守)
受付は 9 時 15 分より
2. 募集定員 50 名(定員に達し次第募集終了)
3. 受講料 会員 5,000 円 (当日ご持参下さい。)
4. 場 所 南九州自動車整備協同組合 受付FAXは振興会へ。
5. 受付期日 FAXにて 平成 23 年 11 月 24 日(木)必着 (定員に達し次第募集終了)
6. 有償運送許可申請に伴う条件
 - (1)車両積載車の運行により生命又は身体の損害を受けた者1人につき、5,000万円以上を限度額としててん補することを内容とした、損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約を締結していること。
 - (2)事業者団体に所属している者からの有償運送許可申請は、当該車両積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局毎に事業団体が一括して運輸支局に提出すること。
 - (3)有償運送許可の有効期限は、許可日から1年間とし毎年研修を受けること。

問合せ先 事業部 業務課
電話 099-261-8516
FAX 099-262-2228

有償運送許可のための研修会 (12/10 鹿屋) 申込書

1. 事業場名	認証番号 (7-)	
2. 住 所		
3. T E L		
4. F A X		
5. 代表者名		
6. 参加者名		
7. 車の塗色 ※2台目はナンバーを 記入してください。	1台目 (例:白色) 色	2台目 (※ -) 色
8. 積載車に載せる台数 (通常は 1台)	台	台

全て記入してください。

※ **申込書**と一緒に**車検証**と**任意保険(共済)証書**の計3点を**FAX**してください。
平成 23 年 11 月 24 日(木)必着
定員に達し次第募集終了

(参考)

自家用自動車による有償運送許可を必要としない例

- ・ 整備事業者が自己の整備工場に故障車両を持ち込んで修理を行う場合
- ・ 積載装置がないレッカー車による事故車等の移動の場合
- ・ 災害のため緊急を要する場合

(当日持参するもの)

印鑑・**受講料**

- ・ 自動車の使用者名が **法人**の場合は**法人**の「認印」
個人の場合は**代表者**の「認印」

振興会 確認欄		
申込書	車検証	証券